令和7年度 凍結防止剤特別調査 仕様書

本仕様書は、冬期交通の安全確保のための道路路面凍結防止剤のうち、塩化ナトリウム及び塩化カルシウム(以下「薬剤」という。)について適用するもので、納入薬剤は下記に定める事項を満足するものとする。

なお、この仕様書に明記されていない事項については、発注者(以下「甲」という。)と薬剤納入者(以下「乙」という。)が協議の上決定するものとする。

記

1 薬剤の納入時期

(契約締結日) から令和8年3月24日まで

2 薬剤の規格

(1) 塩化ナトリウム (500kg、1t入り)

塩化ナトリウムの品質等は、以下の規格を満足しているものであること。

品質	粒 度	品質試験及び粒度試験方法
①塩化ナトリウム 95%以上とする。	最大粒径	【品質試験】
②薬剤 10%濃度水溶液における含	11.2mm 以下	・「塩試験方法第5版」(2019年7月
有成分が、水質汚濁防止法の排水	平均粒径	(公財) 塩事業センター) による。
基準のうち、表1の基準に適合す	0.5≦D50≦7.0mm	・水質汚濁防止法で定める有害物質
ること。	粒径の上限下限	測定方法による。
③含水率は3%以下とする。	8.0mm 以上及び	[異物]:試料に含まれる不溶解分のう
④異物の混入、異臭がないこと。	0.15mm 以下がそれ	ち、異質で著しく大きなもので、金属
⑤納入時において、県の行う固形剤	ぞれ 10%以下	類・石等の無機物質、昆虫類、ゴミ等
散布等の雪氷作業に支障のない		の一般的に塩に混入しない物質をい
状態であること。		う
		[異臭]:試料に付着したカビや油分
		などの異臭をいう
		【粒度試験】
		・「塩試験方法第5版」(2019年7月
		(公財) 塩事業センター) における乾
		燥減量法による。
		・JISK0069「化学製品のふるい分け
		試験方法」における乾式ふるい分
		け法による。

(2) 塩化カルシウム (25kg 入り、500kg 入り)

塩化カルシウムの品質等は、以下の規格を満足しているものであること。

品 質	粒 度	品質試験及び粒度試験方法
①塩化カルシウム 70%以上とする。	(1) 塩化ナトリウ	(1)塩化ナトリウムの品質試験及び
②(1)塩化ナトリウムの品質②~	ムの粒度と同じ	粒度試験方法と同じ
⑤と同じ		

- (3) 乙は、納入しようとする薬剤について、品名、製造元又は生産地及び品質規格を記載した品質 証明書を甲に提出しなければならない。
- (4) 品質証明書は、納入時までに提出すること。また、品質証明書は、日本国内の公的試験機関(大学等を含む。以下同じ。)が発行した証明書とする。

- (5) 乙は、薬剤の品質に疑義が生じ、甲から品質規格についての試験を指示された場合は、その指示に従わなければならない。また、試験完了後は、その試験結果を速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は、乙の負担で行うものとする。
- (6) 乙は、(5) の試験の結果、品質規格に適合しないと判断したものについては、速やかに無償で交換しなければならない。

衣 1 梁俐 1 0 % 侲 吳 小	俗似にわける計谷限度
有害物質の種類	許容限度(1リットルにつき)
カドミウム及びその化合物	カドミウム O. O 3 mg
シアン化合物	シアン 1 mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、	1 mg
メチルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	鉛 O. 1 mg
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg
砒素及びその化合物	砒素 O. 1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 O. OO5mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 (※1)
ポリ塩化ビフェニル	0. 003 mg
チウラム	0. 06 mg
シマジン	0. 03 mg
チオベンカルブ	0.2 mg
セレン及びその化合物	セレン 0. 1 mg
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝
物及び硝酸化合物	酸 性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

表1 薬剤10%濃度水溶液における許容限度

※この基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1によるものである。 ※1「検出されないこと。」とは、同令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水 の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 品質確認

薬剤の品質を確認するため、乙は、契約後速やかに納入しようとする薬剤を甲の立ち会いのもと 採取し、表2の分析方法で試験を実施し、その結果を甲に報告すること。また、試験にかかる費用 は、乙の負担で行うものとする。試験については、日本国内の公的試験機関で実施すること。

表 2 楽剤乾燥 1 k g 当たり許容限度と分析方法				
項目	単位	許容限度	分析方法	
カドミウム及びその化	mg/kg乾	1	日本工業規格 k0102(以下「規格」という。)の55	
合物			に定める方法	
シアン化合物	mg/kg乾	1 0	規格の38に定める方法	
			(規格 38.1 に定める方法を除く。)	
鉛及びその化合物	mg/kg乾	1	規格の54に定める方法	
六価クロム化合物	mg/kg乾	5	規格の 65.2 に定める方法	
ヒ素及びその化合物	mg/kg乾	1	規格の61に定める方法	
水銀及びその化合物	mg/kg乾	0.05	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(「水質汚濁	
			に係る環境基準について」。以下「水質環境基	
			準告示」という。) 付表1に掲げる方法	
セレン及びその化合物	mg/kg乾	1	規格の 67.2 又は 67.3 に定める方法	
ホウ素及びその化合物	mg/kg乾	1 0 0	規格の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は水	
			質環境基準告示付表7に掲げる方法	

表2 薬剤乾燥1 k g 当たり許容限度と分析方法

フッ素及びその化合物	mg/kg乾	8 0	規格の 34.1 に定める方法又は規格の 34.1c に
			定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げ
			る方法

※この基準は、平成15年3月6日付環境省告示第19号(「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条第4項第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」)によるものである。

4 輸送計画

- (1) 契約後、納入時までに以下の項目を記載した輸送計画書を提出すること。
 - ①輸送経路、②輸送体制、③連絡体制、④緊急時の対応、⑤薬剤の保管方法等
- (2)本薬剤の使用量は天候に左右され、かつ、その使用目的は冬期交通の安全確保にあり、薬剤の確保は緊急性かつ確実性を要するため、乙は、甲による随時・不定量の発注にも翌日午後5時までに必ず対応できるよう、県内の保管場所、収容量、代替輸送手段の確保等、その対策について万全を期すこと。

特に国外産を用いる場合、国内に余裕をもって備蓄し、かつ、代替品(国内産等)の期限内入 手手段を事前に確保しておくこと。この場合の代替品納入等に係る費用は乙の負担とする。

(3)薬剤の溶解性、潮解性等に対処するため、乙はその対策について万全を期すこと。

5 包装袋

- (1)薬剤の包装袋は、通常の積み卸し作業への支障や、保存による薬剤の性状劣化などがない材質であること。
- (2) 包装袋は、薬剤の使用後、乙が回収するものとし、関係法令を遵守の上、適切に処分するものとする。なお、処分にかかる費用は乙が負担するものとする。
- (3) 処分先、処分方法、リサイクル方法等に関する空袋処分計画書を、「4輸送計画」と合わせて 提出するものとする。
- (4)塩化カルシウム25kgの包装袋には、その内包が『凍結防止剤』であること及びその主成分について明記すること。

なお、表示に用いる言語は、化学記号を除き、日本語とする。

6 購入予定数量

- (1) 塩化ナトリウム (500 kg入り) 1,200袋
- (2) 塩化ナトリウム(1t入り) 40袋
- (3) 塩化カルシウム (25 kg入り) 200袋
- ※ 天候の状況等により購入予定数量に達しない場合がある。

7 納入場所

納入場所及び引き渡し方法については、以下のとおりとする。

- (1) 塩化ナトリウム
 - 令和7年度凍結防止剤散布業務委託契約業者倉庫(中部管内に限る)
- (2) 塩化カルシウム
 - 中部総合事務所県土整備局特殊車両車庫内保管倉庫(倉吉市下田中825)
- (3) (1)、(2)以外の場所(中部管内に限る)への納入が必要となった場合は、別途協議の上、 決定する。
- (4)(1)、(2)の納入場所においては、乙の責任において荷卸しを行い、倉庫に納めること。
- (5) 乙は、薬剤を甲の指定した場所に持ち込んだときは、直ちに甲に納品書を提出し、立会いの上、 甲の検査を受けなければならない。